

(5) 生物科学は、科学者・研究者の自主的要求に従つて研究が進めらるべきはもちろんであるが、同時に人類の福祉増進および社会の諸要望に応えなければならない。この点について十分の反省を行ないつつ将来より一層の発展を期さなければならない。

このような意味からも、学問の基礎と応用との連けいは従来以上に重視し関係者の交流に特に留意しなければならない。

基礎的研究を深めることの重要性は言うまでもないが、特に生物科学に在つては、応用面からの刺戟が基礎研究を推進することが多いのでこの原則をのべる。

7-7

庶発第947号 昭和41年7月5日

人事院総裁

科学技術庁長官

大蔵大臣

文部大臣

殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

国立大学・試験研究機関の科学者の待遇改善について

標記のことについて本会議は下記のとおり要望します。

#### 記

本会議は、これまで、科学者の待遇の抜本的改善について、たびたび政府にたいして勧告、要望ならびに申入れを行なってきたが、待遇の改善は遅々としており、要望の線より程遠い状態である。

この件に関しては、各地、各大学の科学者からも数多くの要望書が本会議あてよせられているが、本会議としても、本年6月3日シンポジウムを開催するなど、問題点の具体的検討を重ねてきた。

周知のように、いまなお、国立大学・試験研究機関の給与水準は、国際的にはいうまでもなく、民間大企業の研究所に比べても著しく劣っている現状にあるため、有能な人材がえられなかつたり、また、国外あるいは大企業研究所へ流出するなどの傾向がみられる。この比較論を離れても、これら科学者の待遇を抜本的に改善することは、有能な科学者を確保し、科学者が安心して科学研究に専念できる体制をつくりあげ、日本の科学研究の発展をはかるための不可欠の条件の一つであると考えられる。

本会議は、昨年度行なつた要望「科学者の待遇改善について」（1965年7月7日）ならびに勧告「大学助手・研究補助者の待遇改善について」（1965年12月13日）のなかで指摘した諸項目の実現を強く要望するものであるが、とくに、先般開催したシンポジウムならびに本会議あて提出された諸要望書のなかで強調された次の諸事項につき、特別の配慮をされるよう、重ねて要望する。

- 1) 国立大学の科学者の給与水準を裁判官の水準にまで計画的に引上げること
- 2) 国立試験研究機関の科学者の給与水準をこれに準じて計画的に引上げること。なお、この試験研究機関に勤務するものについては、特別研究員の制度のわくを、大巾に拡大すること
- 3) 国立大学大学院担当教官に対する俸給の調整措置を早急に改善すること
- 4) 国立大学に勤務する助手については、3等級の俸給を支給できるように改めること

参 考 (資料は省略)

- 1) 1965年7月7日の要望書「科学者の待遇改善について」
- 2) 1965年12月13日の勸告「大学助手・研究補助者の待遇改善について」
- 3) 1966年6月3日の「科学者待遇問題に関するシンポジウム」の記録全文

7-8

昭和41年10月11日

郵政事務次官 殿

日本学術会議会長

学術刊行物の指定について(申入れ)

今般の郵便法の改正に伴い、学術に関する団体の学術刊行物の郵便料減額の措置がとられることになり学術刊行物の指定について、特に本会議に意見をもとめられました。これに対し、本会議としては部門ごとに専門の会員の意見を求める等多大の労力を払い慎重に検討し御回答申し上げましたところ、聞く処によりますと本会議から回答いたしました意見と郵政審議会の意見、特に大学等の出版物の取扱などについて若干の喰違いがあるようであります。

最終的認定の責任は郵政大臣に在り、郵政大臣が、その諮問機関の意見を尊重されるのは当然のこととあります。ただ本会議としては、科学者、研究者の立場から、今後わが国の科学技術の発展に資することを念願として、その立場から、内容的な検討を主とし、形式のみによる判定をできるだけ避ける努力をしました。

このことは、今後の長期的な観点から非常に重要なことと考えます。

特に本会議が慎重に検討して適当と認めたものを不認定とされる場合にはその取扱いについて十全の措置をとられるよう希望します。

尚、本件に関連して本会議においては、明年度以降、問題の所在する点を組織的に検討をする用意をしており、明年秋までには、いくつかの結論を得る予定であることを申し添えます。

7-9

庶発第1562号 昭和41年10月27日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎  
(写送付先: 科学技術庁長官, 大蔵, 文部  
両大臣)

昭和41年度予算の5%節約について(要望)

標記のことについて、本会議第47回総会の議に基づき、下記のとおり要望します。

記

政府は今般、昭和41年度予算のうち、公共事業費、出資金、貸付金および一般経費の一部を除くものについて、5%の節約方針を決定し通達してきた。

この措置は、科学の継続的研究に甚大な支障を生ずることは、過去2カ年の経験に徴しても明らかであるので、政府は科学研究に関する経費については解除の特例措置をとられるよう切望する。